

○けん銃 110 番報奨制度実施要領

平成 20 年 4 月 28 日

薬銃対第 744 号

警 察 本 部 長

けん銃 110 番報奨制度実施要領の制定について（通達）

けん銃 110 番報奨制度実施要綱（平成 20 年警察庁丙組薬銃発第 11 号、丙会発第 15 号）に基づくけん銃 110 番報奨制度の適正かつ効果的な運用を図るため、みだしの要領を別添のとおり定め、平成 20 年 5 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

けん銃 110 番報奨制度実施要領

第 1 趣旨

この要領は、全国共通フリーダイヤルによりけん銃その他の銃器等に関する情報（以下「けん銃情報」という。）を受け付け、事件の検挙に欠かせない有力な情報を提供した通報者に対し、個別の事案に応じた報奨金を支払うけん銃 110 番報奨制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

第 2 通報の受付等

1 通報の受付

本制度による通報の受付は、原則として通報者が埼玉県内から全国共通フリーダイヤル（0120-10-3774。以下「けん銃 110 番」という。）に、発信し、刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課（以下「薬物銃器対策課」という。）又は警察本部の総合当直の刑事当直（以下「刑事当直」という。）に設置された専用電話に転送された場合に行うものとする。

2 通報受付体制

- (1) 通報の受付は、薬物銃器対策課の職員が行う。ただし、執務時間外は刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長（以下「薬物銃器対策課長」という。）が指定する刑事当直の当直勤務員（以下「刑事当直員」という。）が行うものとする。
- (2) 刑事当直員が受け付けたけん銃情報は、速やかに警察本部の総合当直の当直長（以下「当直長」という。）に報告するものとする。この場合において、当該けん銃情報に緊急性があると判断された場合は、当直長が薬物銃器対策課の次席又は銃器対策を担当する課長補佐に連絡するものとする。

3 受付時の記録

- (1) けん銃情報を受け付けた場合（捜査その他必要な措置をとる必要のないことが明らかなきを除く。）、受付担当者は、通報記録簿（別記様式 1）及び通報処理表（別記様式 2）に記録するものとする。
- (2) 当直長は、刑事当直員が受け付けたけん銃情報を当直勤務終了時に関係簿冊等とともに薬物銃器対策課長又は勤務を引き継ぐ当直長に確実に引き継ぐものとする。
- (3) 通報の受付要領

通報の受付は、次の要領により行うものとする。

- ア 通報がけん銃情報の提供を目的としていないものである場合は、けん銃 110 番はけん銃情報のみを受け付けるためのものであることを通報者に説明し、けん銃 110 番による通報としての受付は行わないこととするとともに、当該通報の内容について捜査その他必要な措置をとることが適当と認められるときは、その措置をとるべき所属に確実に引き継ぐこと。
- イ 通報がけん銃情報の提供を目的とするものである場合は、通報者が本制度を完全に理解していると確認できた場合を除き、通報者に対して報奨金が支払われないことがあることその他必要な事項について確実に説明すること。
- ウ 通報がけん銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙（以下「事件検挙」という。）に欠かせない情報を内容とするもの（以下「対象通報」という。）である可能性がある場合は、情報の確度についての適切な判断がなされるよう情報の入手経過、通報事由その他必要な事項について十分に聴取すること。
- エ 対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）に対しては、報奨金を支払うことができる場合における報奨金を受け取る意思の有無を確認し、対象通報者が受け取る意思が無いことを明示したときを除き、報奨金を支払う際に改めて警察から連絡することを説明するとともに、必要な連絡手段を確認すること。
- オ 対象通報者が匿名とすることを希望した場合は、当該対象通報者を特定するために、住所、氏名等の確認に代えて、こちらから掲示する情報の選別番号及び当該対象通報者自らに決めさせる固有の暗証番号を使用することを説明すること。
- なお、対象通報者が連絡先として電話番号を示さないときは、別に指示するところにより 6 か月以内に選別番号及び暗証番号を告げて自ら警察に対する連絡を行わなければならないこと及びこれに反したときには報奨金が支払われなくなることを説明すること。
- カ 対象通報者との電話その他の接触に際しては、報奨金の支払について紛議が生じないよう十分に留意すること。

第3 報告

1 受付報告

薬物銃器対策課長は、対象通報を受け付けたときはその都度、その他の通報を受け付けたときは月ごとに、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長（2において「組織犯罪対策第二課長」という。）に報告するものとする。

2 検挙報告

薬物銃器対策課長は、対象通報により事件検挙に至ったときは、検挙状況、事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、報奨金支払の見込み、報奨金支払予定額、支払方法等を検挙報告（別記様式3）により組織犯罪対策第二課長に報告するものとする。

第4 報奨金

1 報奨金の支払

- (1) 報奨金の支払は、原則として、薬物銃器対策課長が行うものとする。この場合において、あらかじめ薬物銃器対策課長が指定する薬物銃器対策課の職員が対象通報者に接触して行うものとする。
- (2) 報奨金の支払いについては、対象通報によりけん銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし、その額は、対象通報によりけん銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安とし、一定の範囲内において、当該対象通報の内容、検挙された事件内容、対象通報と事件検挙との関係、警察における同種情報の把握状況、対象通報者の捜査手続への協力の程度等を勘案して算定するものとする。

2 支払除外事由

次に掲げる場合は、報奨金を支払わないものとする。

- (1) 対象通報者が、対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合
- (2) 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合
- (3) 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後6か月以内に別に指示されたところにより警察に対して連絡がない場合
- (4) 受け付けた時点において、薬物銃器対策課等において、既に把握している事項を内容とする通報である場合（事件の立証等の観点から必要と認められるときを除く。）
- (5) その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合

実施日（平成 20 年 4 月 28 日薬銃対第 744 号）

この通達は、平成 20 年 5 月 1 日から実施する。

実施日（令和 4 年 11 月 18 日組対第 1643 号）

この通達は、令和 4 年 11 月 18 日から実施する。

【様式別表省略】